

# 診療の際、保険証を持参していますか？

## ① 保険証が使えない場合

国保でお医者さんにかかるときは、保険証を持参して診療をうけるのが原則です。保険証を持参しないで診療をうけると全額自己負担となります。ただし、つぎのような、やむを得ないと国保が認めた場合はあとで領収書によって払い戻しを受けられます。たとえば急病で、国保を扱っていない病院へかつきこまれたようなとき、または旅先で急病にかかり、保険証を持ち合わせていなかったようなときは、保険扱いにはなりません。こういうときは、全額自己負担になります。



## 学生の下宿を希望される方へ

昭和56年度の学生下宿を希望される方は、昭和56年1月末日までに、大学厚生課までお申し込みください。  
用紙は厚生課に準備してあります。  
詳しいことは、大学厚生課におたづねください。

大学厚生課 厚生係 ☎3-4341

## ○ 保険証は健康へのパスポート

なりますが、保険者（都留市）が緊急やむを得なかったと認めた場合、あとで払い戻しを受けられます。払いもどされる額は、国保で診療を受けた場合を基準として、その七割です。  
なお、出かせぎ、長期の旅行などのため、あるいは就学のため、他の市町村に住むというようなどきは、一世帯に一枚の保険証では間にあいません。こういう場合、その被保険者のため、特にもう一枚の保険証の交付を受けることができます。国保の係へご相談ください。

## 厚生年金の知識 ⑧

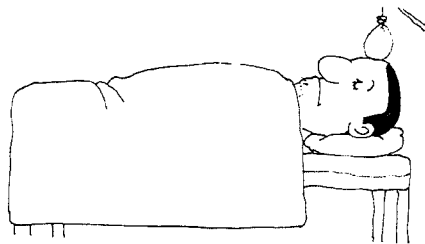
厚生年金に加入している人が、在職中にかかった病気やけががもとで障害が残り、働けなくなった場合または働く能力が普通の人と比べて低下した場合、その人の所得を保障するための制度です。

障害年金は、次の三つの条件がそろっている場合に支給されます。

① 病気やけがが、被保険者である間に起きたものであること。

② 初めて医師にかかった日（初診日）から一年六か月を経

障害年金は、次の三つの条件がそろっている場合に支給



## 障 害 年 金

過した日、あるいはそれ以前に治療が終わった場合はその日（ともに廃疾認定日という）の障害の程度が、法律に定める一級～三級の「廃疾の状態」に該当すること。

③ 初診日の前日までの被保険者期間（他の公的年金の加入期間も含む）が六か月以上

あること。

なお、廃疾認定日には障害の程度が軽いために、障害年金が支給されない場合でも、初診日から五年以内に症状が悪化し、一～三級の「廃疾の状態」に該当したときは、請求すれば年金を受けることができます。

障害年金の額は、障害の程度により次のように計算します。

① 基本年金額 × 125 + 加給年金額

② 基本年金額 × 100 + 加給年金額

③ 基本年金額 × 75 + 加給年金額

障害年金は①年金を受けている人が亡くなった月まで②障害の程度が軽くなって一級～三級の「廃疾の状態」に該当しなくなった月まで、支給されます。

また、②の場合、いったん年金の支給が停止された後、三年以内に悪化し、再び一級～三級の「廃疾の状態」に該当するようになったときは、支給が再開されます。

〔注〕基本年金額は、給付される年金額のもとなるもので、定額部分と報酬比例部分をたしたものです。加給年金額とは、扶養家族がいる場合支払われる年金で、支払われる対象は①被保険者により生計を維持している配偶者②十八歳未満の子ども③一・二級の廃疾状態にある子どもです。